

横須賀市報

号外第 26 号

発行日	発行所	横須賀市小川町11番地
毎月		横須賀市役所
10日	編集兼	横須賀市長
25日	発行人	上地克明
	印刷所	(有)宮村印刷所

議 会 告 示

横須賀市議会告示第1号

横須賀市議会議員政治倫理審査会の審査結果の報告について

横須賀市議会議員政治倫理条例第4条第2項の規定に基づきなされた調査の請求について、令和3年9月29日に同条例第7条第4項の規定により横須賀市議会議員政治倫理審査会から審査結果の報告がありましたので、同条第5項の規定によりその概要を公表します。

令和3年10月11日

横須賀市議会議長 大野 忠之

審 査 結 果 報 告 書

1 調査請求の対象となった議員の氏名

小林 伸行 議員

2 調査請求の対象となった事由の該当条項

横須賀市議会議員政治倫理条例第3条第3項

「議員は、文書、インターネット等を用いる方法その他の方法により、他者の名誉又は社会的信用を害する可能性の高い誹謗中傷に当たる行為をしてはならない。」

3 調査請求の対象となった事由の内容（調査請求者の主張）

小林伸行議員が、癒着・忖度があるかのように装い、調査請求者及び無関係の政治家を誹謗中傷する目的でビラ（以下「本件ビラ」）を作成し、市内に配布、自身のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」）に掲載した。

また、調査請求のあった8月20日現在、本件ウェブサイトにおいて本件ビラ第1面の画像が閲覧可能な状態で誹謗中傷が継続している。

4 調査結果

調査請求のあった8月20日現在、本件ウェブサイトにおいて本件ビラ第1面の画像を閲覧可能な状態としていたことをもって、横須賀市議会議員政治倫理条例第3条第3項に違反する行為は存在すると認定した。

条例第3条第3項で禁止する「誹謗中傷」の該当性

市民代表である議員として、本件について条例第3条第3項で禁止する「誹謗中傷」に該当するか否かを判断する上で、以下①～③の構成要件と、全て表現者側で証明できた場合にかぎり免責される要件としての④⑤を、市民目線で判断するための基準として用いることとした。

次に、本事案に、①～③の構成要件と、④⑤の免責要件を具体的にあてはめ、「誹謗中傷」に当たるか審査した。

① 表現物の中に、調査請求者の名誉または社会的信用を害する表現があるか。
ある場合、具体的にどの表現がそれに当たるか。

本件ビラに、調査請求者が写りこんだ写真とは別に、政治家が撮影された写真を掲載した上で、「『渦中の人物との蜜月』は、お二人も同じではないでしょうか？」との文言を掲載している。

同じ文脈の中に「不法業者の自然破壊を見逃し、後付けで様々な許可を与えた」との表現もあることと合わせ考えれば、ここでいう「蜜月」とは、単

に親密な関係であることを主張しているものではなく、調査請求者と政治家との間に癒着ともいふべき関係性が存在するとの主張であると一般的に理解されると考える。

また、調査請求者が写りこんだ写真を無加工のまま本件ビラに掲載しており、かつ、本件転載記事中にある調査請求者が経営する会社名・肩書・氏名の記載を、特段伏せることなくそのまま掲載している。

そのように解すると、前記の表現は一体として、調査請求者を特定した上で、その者の名誉または社会的信用を害する表現に当たるといえる。

② 実際に調査請求者の名誉または社会的信用を害しているか。

前記①の表現は、「特定の政治家との特別な関係性を自己の利益追求のために利用する者である」といったある種のレッテルを調査請求者に対して貼るものであり、調査請求者と取引のある者が取引の継続を躊躇することや、調査請求者と新たに取引しようとする者が取引の開始をためらうといったことが現実には起こりうると考えるのが自然である。

よって、実際に調査請求者の名誉または社会的信用を害しているといえる。

③ 公然性があるか。

前記①の表現は、不特定または多数の者がいつでも閲覧可能な本件ウェブサイトを通じ行われたものであるから、公然性はあるといえる。

以上のことから、条例第3条第3項の「誹謗中傷」に当たるといえるための構成要件は満たすものと認定した。

次に、免責要件である以下④⑤が成立するか、小林伸行議員から示された資料・弁明等を基に検討した。

④ 内容に「公共性」、目的に「公益性」があるか。

市議会議員としての職責から、市政に関する問題を明らかにしたい・市民の議論を喚起したいと考え情報発信しようとしたことは、一定程度理解ができる面もある。しかしながら、市民の議論を喚起しようとするのであれば、写真週刊誌の記事の引用方法として、小林伸行議員自身の主張と直接関係のある部分を一部引用すれば足りるところ、自身の主張とは無関係な部分も含め全面転載することは、必要以上に読者の感情を煽り立てる表現方法といえ、冷静な議論喚起にはつながらない。そうしたことを総合すると、公益目的に基づくというにふさわしい真摯なものであったとは言えない。

⑤ 内容が「真実」であるとの確たる根拠をもって行われたか。

前記①の表現が免責されるには、当該表現で摘示した事実が真実であるとの確たる根拠をもって行ったことを、表現者たる小林伸行議員が証明する責任がある。

この点につき、小林伸行議員が本審査会へ提出した弁明資料、及び令和3年9月9日横須賀市議会議員政治倫理審査会における小林伸行議員の弁明から判断するに、客観的かつ合理的な証拠の提示はなく、真実性の証明はなされなかった。

以上のことから、小林伸行議員が本件ビラ(画像)を本件ウェブサイト上で一般の閲覧に供し続ける行為は、たとえ誹謗中傷する目的がなかったとしても、その内容の真実性について、表現者たる小林伸行議員からの証明がなされていないことから、本件は、横須賀市議会議員政治倫理条例第3条第3項に違反するものと認定した。

5 必要と認める措置及び理由

以下(1)(2)を小林伸行議員に対し必要と認める措置とすべきである。

- (1) 前記「4 調査結果」で認定した条例第3条第3項違反の誹謗中傷行為について、小林伸行議員が調査請求者に対し書面で謝罪を行うこと
- (2) 本件ウェブサイトへの記事掲載と同等に不特定多数の者が知りうる方法により前記(1)の謝罪文を一定期間掲載すること

(理由)

まずは、本市市議会議員としての誠実な謝罪のあり方として、被害を受けた調査請求者に対し、誠意をもって謝罪すべきである。

次に、本件違反行為による調査請求者の被害は、誹謗中傷表現が含まれる本件ビラ(画像)を、本件ウェブサイトに掲載し続けることにより生じていたものである。

インターネット上に載せた情報は、不特定多数のインターネット利用者が瞬時に閲覧可能であり、これによる名誉毀損の被害は時として深刻なものとなりうること、一度損なわれた名誉の回復は容易ではなく、インターネット上での反論によって十分にその回復が図られる保証があるわけでもない。

そうした特性を考えると、誹謗中傷行為を行った者が、それを行ったのと同じ手段により、行為者自ら謝罪を行わなければ、調査請求者の被害が十分に回復されないと考える。

〔 参 考 〕

(1) 審査会の設置

令和3年8月20日、横須賀市議会議員政治倫理条例（以下「条例」）第4条第2項に基づき、議長に対し調査請求書が提出された。

これを受け、議長は条例第5条第1項に基づき当該調査請求の適否について議会運営委員会に付託し、8月27日に開催された議会運営委員会において審査を行った結果、「本件調査請求は、条例第3条第3項に照らし適当」と決定し、条例第5条第3項に基づき議長に対し審査結果を報告した。

これを受け、8月27日付で議長が条例第6条に基づき審査会を設置し、議員9名を審査会の委員（以下「委員」）に指名の上、本件事案について審査を付託した。

委員に指名された議員は、次のとおりである。

青木	哲正	議員
井坂	直	議員
加藤	眞道	議員
川本	伸	議員
関沢	敏行	議員
高橋	英昭	議員
竹岡	力	議員
角井	基	議員
渡辺	光一	議員

(2) 審査の経過

【第1回審査会】

令和3年8月31日、委員全員の出席により開催した。

まず、条例施行規程第2条第1項の規定により、審査会の委員長に加藤眞道委員、副委員長に角井基委員が互選された。

議席の指定の後、審査会設置に至るまでの経緯及び条例に規定されている内容に関し、議会局から説明を聴取した。

その後、審査会の会議は、すべて公開で行うことを決定した。

【第2回審査会】

令和3年9月3日、委員全員の出席により開催した。

まず、条例第3条第3項違反を判断するための論点について決定した。

次に、論点を明らかにするために事情聴取する者は小林伸行議員のみとし、条例施行規程第5条に規定する意見を述べる機会の付与とあわせ、次回の審査会に出席を求めることを決定した。

【第3回審査会】

令和3年9月9日、委員全員及び小林伸行議員の出席により開催した。

条例第3条第3項違反に関する調査請求について、小林伸行議員に対し弁明を求めるとともに、委員全員が事情聴取を行った。

【第4回審査会】

令和3年9月16日、委員全員の出席により開催した。

まず、条例第3条第3項違反に関する調査請求について、第2回審査会で決定した論点に沿って違反行為の存否について審査した結果、条例第3条第3項に違反する行為は存在すると認定した。

次に、条例第7条第4項に基づき「必要と認める措置」を議長へ勧告するか審査した結果、「勧告すべき」とした。

さらに、「必要と認める措置」の内容について審査した結果、以下の2点を小林伸行議員に対し必要と認める措置として議長に勧告することと決定した。

- ・ 認定した条例第3条第3項違反の誹謗中傷行為について、小林伸行議員が調査請求者に対し書面で謝罪を行うこと
- ・ 本件ウェブサイトへの記事掲載と同等に不特定多数の者が知りうる方法により謝罪文を一定期間掲載すること

【第5回審査会】

令和3年9月29日、委員全員の出席により開催した。

まず、調査請求対象議員代理人から9月24日に提出された意見書の取り扱いについて審査した結果、本審査会では取り扱わないことと決定した。

次に、条例第7条第4項に基づく議長への審査結果報告書の正副委員長案について協議し、原案どおり決定した。